

第87期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時

場所 佐賀市唐人二丁目7番20号

当行本店8階大会議室

目 次

- 第87期定時株主総会招集ご通知 1
- <添付書類>
- 事業報告 3
- 計算書類等 22
- <株主総会参考書類>
- 第1号議案 剰余金の処分の件 32
- 第2号議案 定款一部変更の件 33
- 第3号議案 取締役4名選任の件 35
- 第4号議案 監査役1名選任の件 37
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 38



株 主 各 位

佐賀市唐人二丁目7番20号

株式会社 **佐賀銀行**

取締役頭取 陣 内 芳 博

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具


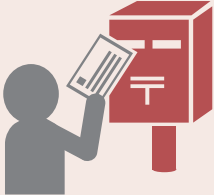

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 佐賀市唐人二丁目7番20号 当行本店8階大会議室
3. 目的事項
 1. 報告事項 1. 第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使	郵送（書面）による 議決権行使の場合	電磁的方法 （インターネット等） による議決権行使の場合
		
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。	議決権行使ウェブサイト (http://www.it-soukai.com/) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
開催日時	行使期限	行使期限
平成28年6月29日（水） 午前10時	平成28年6月28日（火） 午後5時30分	平成28年6月28日（火） 午後5時30分
		39頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」及び「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.sagabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類等及び連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類等及び連結計算書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.sagabank.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[当行の主要な事業内容]

当行は、本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成27年度のわが国経済は、年明け以降は円高・株安等により景況感の鈍化や消費マインドに弱さがみられましたが、年度全般を通してみると、円安等の影響により企業業績が好調に推移し、個人消費にも持ち直しの動きがみられました。先行きに関しましては、企業の生産活動は徐々に持ち直し、雇用・所得環境についても改善基調が続くとみられますが、中国等の新興国経済の減速が、わが国経済に与える影響が懸念されます。

当行の主要営業基盤である北部九州の経済につきましても、雇用・所得環境の改善や旺盛なインバウンド需要に支えられ、緩やかな持ち直しの動きがみられましたが、年度後半は新興国を中心とした海外経済の減速懸念を受け力強さに欠けるものとなりました。

金融業界では、マイナス金利政策の導入もあり、金利は極めて低水準で推移しており、厳しい資金運用環境が続いておりますが、預金及び貸出金残高は引き続き増加する等、今後の業容拡大が期待される状況となっております。

【事業の経過及び成果】

○第14次中期経営計画

こうした金融経済環境のなか、当行は平成25年度からスタートした第14次中期経営計画（平成25年4月1日～平成28年3月31日）で、「元気で暖かい銀行、どこか違う銀行」を目指す姿とし、地域にとって、お客さま・株主さまにとって、なくてはならない銀行であり続けるために「佐賀銀行ブランド」の確立を目指してまいりました。なかでも、中期経営計画の基本方針の一つであるCS（お客さま満足度）の飛躍的向上について、“ハートフルプラス+運動”として、全行一丸となって取組みを行った結果、外部機関による銀行リテール力調査・店頭サービス部門において全国的にも高い評価をいただくことができました。

預金及び貸出金に関しましては、当初、預金等平残を2兆円、貸出金平残を1兆3,000億円としていた平成27年度の目標を、年度当初に2兆800億円、1兆3,500億円とそれぞれ上方修正いたしました。当事業年度もそれを上回って推移し、預金等平残は2兆818億円、貸出金平残は1兆3,676億円となりました。

○店舗・チャネル

店舗などのお客さまとのチャネルにつきましては、平成27年10月に県庁支店を佐賀県庁本館から同新行政棟1階に移転・新装いたしました。同じく平成27年10月に津古支店（愛称：さぎんパーソナルプラザ小郡）を、平成27年12月には姪浜支店（愛称：さぎんパーソナルプラザ福岡西）の窓口営業を、平日は午前9時から午後7時まで、土・日・祝日は午前10時から午後6時まで拡大しました。これまでに開設している5ヶ所のパーソナルプラザ同様、平日午後3時以降や土・日・祝日の窓口でのご預金の入出金取引や振込、諸届、各種ローン等の受付を行っており、休日の営業拠点としてお客さまの更なる利便性の向上に努めております。平成28年度以降も同様のパーソナルプラザの開設を福岡県内に1店舗予定しております。

また、平成27年11月に加布里支店二丈出張所を加布里支店内へ、平成28年2月には浜崎支店を出張所へ変更し、和多田支店内に移転・統合しました。移転前の店舗所在地（二丈出張所、浜崎支店）は、無人店舗（店舗外現金自動設備）といたしました。

なお、無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、平成

27年7月に鳥栖支店鳥栖轟木出張所、三田川支店吉野ヶ里田手出張所、小城支店小城松尾出張所を新設しました。

この結果、当年度末の有人店舗数は本支店84カ店、出張所19カ所、店舗外現金自動設備は101カ所となりました。

○地方創生及び事業性評価に向けた取組み

地方創生に向けた取組みについては、平成27年4月より営業統括本部営業支援部内に地方創生担当の専任部長1名、専任担当者1名、兼任担当者3名を配置し、各自治体等との連携態勢を整備し取組みを開始しております。また、「豊かさ好循環の産業さが」の実現に向けた佐賀県との連携協定締結、「しごと・ものづくり、ひとづくり、まちづくりの好循環」の実現に向けた鹿島市・鹿島商工会議所との連携協定締結、佐賀県における観光を軸とした地域活性化推進を目的とした「佐賀観光活性化ファンド」の設立、或いは唐津コスメティック構想や地域の6次産業化へのサポート等、各地域に密着した地方創生の取組みを着実に進めてきております。

また、事業性評価の取組みについては、平成27年10月に「事業性評価推進準備室」を設置し態勢面やツールの整備を進め、平成28年4月に頭取直轄の組織として、室長1名、専任担当者2名、兼任担当者1名を配置し「事業性評価推進室」を設置しました。当行は、お客さまとのコミュニケーションを通じ、事業内容や成長可能性を正しく理解し、その実現のためお客さまの成長をお手伝いし、付加価値向上に結び付けることで、地域全体の活性化につなげてまいります。

○取扱商品・サービスなどの拡充

A T Mの利便性を向上させるため、平成27年8月より当行で給与振込・年金受取・住宅ローン・モテカカードをご利用いただいている普通預金口座について、当行A T M時間外手数料（回数制限無し）・コンビニA T Mご利用手数料（月3回まで）を無料とする「A T Mご利用手数料優遇サービス」をスタートさせるとともに、A T Mの利用時間を、平日は8時～21時に統一し（一部の店舗等は7時より利用可能）、土日祝日は8時～21時に延長しました。

また、平成28年3月よりインターネット取引専用の「Web口座」を導入し、平成28年4月からは、ご来店不要でローンの契約を完了することができる「ローンWeb契約サービス」を開始して

おります。

事業者さまへの新たな取組みとして、平成27年7月に佐賀県との連携協定に基づき、「さぎん企業立地融資制度」を新設し、同月に第一号案件をご融資しております。また、平成27年7月に佐賀県内に本店を置く全地域金融機関、および地域経済活性化支援機構等と「佐賀県観光活性化ファンド」を組成し、平成27年10月に第一号案件の投資を行っております。

以上のような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

○預金・貸出金等

平成28年3月末の総預金残高は、個人預金及び法人預金が前年比で増加する等堅調に推移し、前事業年度末比163億円増加し2兆999億円となりました。地区別では佐賀県で48億円、福岡県で124億円、それぞれ増加しました。

一方、総貸出金は中小企業向けを中心に事業性貸出金が増加したことや、住宅ローン等の個人ローンが増加したことにより、前事業年度末比692億円増加し1兆4,143億円となりました。地区別では佐賀県で229億円、福岡県で396億円、それぞれ増加しました。

有価証券につきましては、将来の金利変動リスクを考慮しながら資金の有効な運用に努めており、前事業年度末比425億円減少し6,365億円となりました。

自己資本比率（国内基準）は、前期末と比べて利益の積み上げはありましたが、バーゼルⅢ適用に伴う自己資本の額の調整額の増加によりコア資本額が減少し、他方で貸出金の増加等によるリスク・アセットの増加があり、前期末比0.73%ポイント低下し、8.90%（速報値）となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、平成27年3月末の2.81%が平成28年3月末には2.54%となりました。

○損益状況

経常収益につきましては、国債等債券売却益や有価証券の市場取引関連の収益が増加したことにより、その他業務収益が前事業年度比69億44百万円増加したこと等から前事業年度比74億49百万円増加し483億20百万円となりました。

経常収益が増加した一方で、有価証券のポートフォリオ見直し等に伴う国債等債券売却損や、株式市況の低迷に伴う株式等償却が増加したこと等から経常費用も前事業年度比76億53百万円増加したため、経常利益は前事業年度比2億4百万円減少し54億53百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、前事業年度比48百万円減少し32億18百万円となりました。

なお、収益の根幹をなす資金運用収益につきましては、市場金利が極めて低水準で推移しておりますが、貸出金残高が前年を上回る水準で順調に推移していることで貸出金利息の減収幅は縮小し、有価証券の運用では有価証券利息配当金が増加したこと等から、7億10百万円増加し266億5百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

平成27年度のわが国経済や北部九州経済は、緩やかながらも持ち直しの傾向がみられましたが、今後については、中国等の新興国経済の減速が与える影響が懸念されます。また、先般発生した「平成28年熊本地震」が九州地域経済に少なからず影響を与えることも懸念されます。加えて、金利は極めて低水準で推移していることから、金融機関を取り巻く環境は引き続き厳しいものと考えられます。

このようななか、当行では、平成28年度から第15次中期経営計画（平成28年4月1日～平成31年3月31日）をスタートさせ、「お客さまとともに、地域の未来を創造する銀行」を目指す姿とし、その基本方針に「事業性評価の取組みなどによりお客さまの成長をお手伝いし、成長の輪を地域全体に広げ、地方創生に貢献します」「お客さまと向き合う時間を増やし、質の高いサービスをご提供し、ライフパートナー・ビジネスパートナーとして、お客さまのニーズにお応えします」の2つの項目を掲げています。今後も、お客さまとのリレーションの深化とCS（お客さま満足度）・ES（従業員満足度）の強化を通じてお客さまの成長をお手伝いし、お客さまのニーズにお応えすることで「佐賀銀行ブランド」をさらに確立させることを目指してまいります。

当行は、今後とも「ひたむきさや誠実さ」を基本姿勢としながらお客さまと接し、一方で効率的経営を目指し、全役職員一丸となって努力してまいりますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預	金	19,602	20,187	20,835	20,999
	定期性預金	8,185	8,281	8,343	8,243
	その他	11,416	11,906	12,492	12,756
貸	出	12,458	12,887	13,450	14,143
	個人向け	3,130	3,213	3,380	3,610
	中小企業向け	5,538	5,864	6,254	6,751
	その他	3,790	3,808	3,815	3,781
特定取引資産 (トレーディング資産)		200	0	0	—
特定取引負債 (トレーディング負債)		—	—	—	—
有	価	5,988	6,342	6,790	6,365
	証				
	券				
	国債	1,282	1,198	723	695
	地方債	2,719	2,731	2,823	2,757
	その他	1,986	2,412	3,244	2,911
総		21,245	22,228	23,032	22,916
資					
産					
内国為替取扱高		197,022	202,825	206,698	208,724
外国為替取扱高		738	753	691	565
		百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経		5,576	7,449	5,657	5,453
常					
利					
益					
		百万円	百万円	百万円	百万円
当		2,182	4,954	3,266	3,218
期					
純					
利					
益					
		百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益		13.07	29.68	19.57	19.28
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
信		6	6	6	—
託					
財					
産					
		百万円	百万円	百万円	百万円
信		3	3	3	2
託					
報					
酬					
		百万円	百万円	百万円	百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様であります。)

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,459人	1,457人
平 均 年 齢	40年2月	40年1月
平 均 勤 続 年 数	18年1月	18年0月
平 均 給 与 月 額	398千円	393千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員、及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
佐 賀 県	61店(うち出張所17)	61店(うち出張所16)
長 崎 県	3 (// —)	3 (// —)
福 岡 県	38 (// 2)	38 (// 2)
東 京 都	1 (// —)	1 (// —)
合 計	103 (// 19)	103 (// 18)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備101カ所（前年度末98カ所）を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 当年度において次の店舗等の種類変更及び位置変更を行いました。

(種類変更及び位置変更)

浜崎支店（佐賀県唐津市） ⇒ 和多田支店浜崎出張所（佐賀県唐津市）

(位置変更)

県庁支店（新所在地：佐賀県佐賀市、佐賀県庁新行政棟内）

加布里支店二丈出張所（同：福岡県糸島市、加布里支店内）

また、次の通り無人店舗（店舗外現金自動設備）の新設を行いました。

鳥栖支店鳥栖轟木出張所（佐賀県鳥栖市）

三田川支店吉野ヶ里田手出張所（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町）

小城支店小城松尾出張所（佐賀県小城市）

なお、位置変更を行いました店舗のうち、下記旧所在地は無人店舗（店舗外現金自動設備）といたしました。

和多田支店浜玉出張所（佐賀県唐津市、旧浜崎支店所在地）

加布里支店二丈深江出張所（福岡県糸島市、旧二丈出張所所在地）

- ハ. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,133
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 用 地	19
事 務 機 器	663
ソ フ ト ウ ェ ア	1,135

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ. 親会社の状況
該当ありません。
- ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率(注)	その他
佐銀ビジネスサービス株式会社	佐賀市愛敬町7番17号	佐賀銀行の文書管理、事務代行業務等	昭和53年6月1日	百万円 104	% 100.00	—
佐銀コンピュータサービス株式会社	佐賀市愛敬町7番17号	コンピュータによる情報処理等のサービス業務	昭和59年7月10日	百万円 10	% 5.00	—
佐銀信用保証株式会社	佐賀市白山二丁目3番16号	佐賀銀行の取り扱う個人ローンに係る信用保証業務	昭和54年4月2日	百万円 50	% 5.00	—
佐銀リース株式会社	佐賀市駅南本町4番23号	各種設備機器のリース業務	昭和50年2月1日	百万円 30	% 5.00	—
株式会社 佐銀キャピタル&コンサルティング	佐賀市唐人二丁目7番20号	有価証券の取得、保有、売却、及びコンサルティング業務	平成3年3月7日	百万円 80	% 6.25	—

(注) 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ハ. 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(平成27年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
村 木 利 雄	取 締 役 会 長 (代表取締役)		
陣 内 芳 博	取 締 役 頭 取 (代表取締役)		
古 川 光 則	常 務 取 締 役 営 業 統 括 本 部 長		
秋 葉 国 彦	常 務 取 締 役 業 務 統 括 本 部 長		
上 野 昭 久	常 務 取 締 役		
坂 井 秀 明	常 務 取 締 役		
今 泉 直	常 務 取 締 役 福 岡 本 部 長		
田 代 朗	取 締 役 本 店 営 業 部 長		
堤 慎 治	取 締 役 伊 万 里 支 店 長		
田 中 政 利	取 締 役 唐 津 エ リ ア 長 兼 唐 津 支 店 長		
二 瓶 富 夫	取 締 役 業 務 統 括 本 部 シ ス テ ム 部 長	佐 銀 コ ン ピ ュ ー タ サ ー ビ ス 株 式 会 社 取 締 役 (非 常 勤)	
木 村 務	取 締 役 (社 外 取 締 役)		長 崎 県 立 大 学 経 済 学 部 客 員 研 究 員
古 舘 直 人	取 締 役 (社 外 取 締 役)		
草 場 稔	常 勤 監 査 役		
臼 井 俊 雄	監 査 役 (社 外 監 査 役)		
鬼 崎 昭 宣	監 査 役 (社 外 監 査 役)		
(当 年 度 中 に 退 任 し た 役 員)			
古 園 裕 久	専 務 取 締 役		平 成 27 年 6 月 26 日 退 任
池 田 晃 太 郎	監 査 役 (社 外 監 査 役)		平 成 27 年 11 月 17 日 退 任

- (注) 1. 取締役木村務、古舘直人、監査役臼井俊雄、及び鬼崎昭宣の各氏は、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役木村務は、平成28年3月31日付で長崎県立大学経済学部客員研究員を退任しております。
3. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
4. 監査役池田晃太郎は、平成27年11月17日逝去により退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	14人	259 (49)
監 査 役	4人	31 (—)
計	18人	291 (49)

- (注) 1. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は36百万円であります。
2. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については月額1,900万円以内、監査役については月額290万円以内であります。また、取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額6,000万円以内であります。
3. 役員退職慰労金及び役員賞与金は該当ありません。
4. 報酬等の額には、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額49百万円（取締役11名分）を含んでおり、括弧内に内書きしております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
木 村 務 (取締役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役の職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結しております。
古 舘 直 人 (取締役)	
臼 井 俊 雄 (監査役)	
鬼 崎 昭 宣 (監査役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
木村 務 (取締役)	平成25年 6月から 現在まで	取締役会 17回開催中16回出席	元長崎県立大学経済学部教授としての幅広い知識と経験を活かして、発言を行っております。
古舘 直人 (取締役)	平成27年 6月から 現在まで	取締役会 12回開催中12回出席	元日本銀行勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。
臼井 俊雄 (監査役)	平成18年 6月から 現在まで	取締役会 17回開催中17回出席 監査役会 28回開催中28回出席	元大蔵省勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。
鬼崎 昭宣 (監査役)	平成23年 6月から 現在まで	取締役会 17回開催中17回出席 監査役会 28回開催中28回出席	元佐賀県出納長、元佐賀県信用保証協会会長としての経験と知識を活かして、発言を行っております。
池田 晃太郎 (監査役)	平成24年 6月から 平成27年 11月まで	取締役会 12回開催中10回出席 監査役会 19回開催中18回出席	平成27年11月17日に逝去いたしました。在任中は、弁護士としての専門的な知識と経験を活かして、発言を行っておりました。

(注) 1. 取締役古舘直人については、取締役就任後に開催された取締役会の回数を記載しております。

2. 監査役池田晃太郎については、逝去による退任時までに開催された取締役会及び監査役会の回数を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	17	—

(注) 役員賞与金および退職慰労金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 499,142千株
 発行済株式の総数 166,955千株 (自己株式を除く。)
- (2) 当年度末株主数 7,201名 (自己株式を除く。)
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	7,969 ^{千株}	4.77%
佐賀銀行行員持株会	6,573	3.93
株式会社十八銀行	5,223	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,525	2.71
日本生命保険相互会社	3,806	2.27
株式会社肥後銀行	3,479	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,282	1.96
株式会社福岡銀行	3,075	1.84
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,030	1.81
住友生命保険相互会社	2,813	1.68

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 平成24年7月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 142,600株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成24年8月1日～平成54年7月31日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 新株予約権の割当日 平成25年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 206,500株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成25年7月31日～平成55年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	8名
	(1) 新株予約権の割当日 平成26年7月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 216,000株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成26年8月1日～平成56年7月31日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	10名
	(1) 新株予約権の割当日 平成27年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 175,300株 (3) 権利行使価格 (1株当たり) 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成27年7月31日～平成57年7月30日 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	11名

(注) 当初決議した株式数及び人数から権利行使済みの株式数及び人数を控除しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 森 行一	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	48 (注2) (注3)
指定有限責任社員 山田 修	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
指定有限責任社員 金子一昭		

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 当行監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、第87期事業年度の監査計画の内容、過去の事業年度における職務執行状況および報酬見積もりの算出根拠、並びに他行の状況等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
 金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要
- (1) 処分の対象者
 新日本有限責任監査法人
- (2) 処分の内容
 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
 (平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- (3) 処分理由
 ア 新日本有限責任監査法人は他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 イ 新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、48百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、その他社会的信用を失墜する等により当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

○業務の適正を確保するための体制

当行取締役会は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、平成18年5月22日付で、以下に掲げる「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、その後必要に応じて都度改定をいたしております。

(1) 当行取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守に係る「法令遵守の基本方針」・「法令遵守の遵守基準」・「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全役職員が法令・定款および内規を遵守した行動をとるための行動規範を定め、法令・定款に違反する行為を未然に防止するよう努める。

また、コンプライアンスの確立・浸透・定着を目的に、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、経営管理部を担当部署としコンプライアンスに関する指導、教育等の実務を担わせる。

さらに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で断固として対決し、関係遮断及び被害の防止のための体制整備に努める。

(2) 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、「取締役会規程」・「常務会規程」・「経営会議規定」・「文書管理要領」その他規定に基づき保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理方針」・「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定めるとともに統合管理部署を経営管理部と定め、リスクを網羅的・総括的に管理する。

また、リスク管理状況については、経営管理部が定期的（四半期ごと）に取締役会に報告する体制とし、取締役会は問題点の把握と改善に努める。

(4) 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画、営業方針その他全行的な目標を定め、各部門が実施すべき目標や施策を明確にするとともに、「職務および権限規程」に基づいた職務分担・権限・執行方法を定め、また、取締役会等において定期的にその結果を把握し、改善を促すことにより目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現する。

(5) 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は健全且つ円滑なグループ経営の実現・維持を目的として「関連会社管理規程」を制定する。

当行のグループ会社に対しては、契約に基づく当行監査部による監査

および当行より派遣するグループ会社の監査役による監査を実施するとともに、当行の監査役会による往査を実施する。

また、「関連会社代表者会」、「関連会社ヒアリング」等を通じて、各社の業績、要望・課題、内部統制システムの整備状況その他について把握すると共に、緊密な連携を図る。

これらの取組みにより、「グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制」、「グループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、当行グループとしての適正性を確保する。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当行グループの財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切に運用する。

(7) 当行監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室を設置し専任のスタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査役(会)の指示に基づき調査、情報収集を行いその結果を報告する等の監査業務の補助を行う。

また、当該専任スタッフの取締役からの独立性を確保するため、その人事異動・人事評価等については、事前に監査役会に意見を求め、これを尊重することとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当行及びグループ会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査役に報告・通報をするための体制

当行取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要な事項について、監査役へ報告することとする。また、当行及びグループ会社の法令等違反行為や不正行為等につき、当行を含め各グループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」に基づき、当行グループの役職員から当行経営管理部に対し報告または通報を行う体制とし、報告・通報を受けた経営管理部は、当該事実を監査役に報告することとする。

さらに、監査役が、取締役会・常務会その他重要な会議に出席するなど、常に当行の経営に係る重要な情報を把握できる体制とする。

② 報告・通報した者が当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及びグループ会社制定の「倫理ホットライン取扱規定」では、

当該報告・通報したことを理由として報告・通報者に対し、解雇・懲戒処分・降格・減給等不利益な処遇をしてはならないことを定め、報告・通報者の保護を図る体制とする。

**(9) 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続
その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当行は、監査役(会)が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めたり、調査・鑑定等を委託した場合の所要の費用については、当行が速やかに支払う。

(10) その他当行監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査部門は、監査役会とそれぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査役会から報告を求められた事項について報告する。

さらに、経営の重要な会議には監査役の出席を認め、「動的監査機能」を強化する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況

当行は、上記の「内部統制システム整備に関する基本方針」に沿って体制を整備し、適切に運用いたしております。

当事業年度における、「業務の適正を確保するための体制」の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

取締役の職務執行の効率性確保体制については、取締役会は法令等に従い、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、頭取、会長及び常務取締役により構成される「常務会」において、取締役会より委任を受けた銀行の常務に関する事項の審議・決定を行っております。加えて、独立社外役員である社外取締役及び社外監査役は、取締役会、監査役会に出席し経営を監督するほか、「独立社外役員会議」を開催し、独立した立場から意見・助言を行うため、相互に情報交換等を行っております。

損失危険管理体制については、取締役会において「リスク管理方針」、「リスク管理規程」を定め、リスク管理への認識を高めるため、全役職員に周知を図っております。また、取締役会はリスクカテゴリー毎のリスク管理状況について、所管部署及び統合管理部署からの報告に基づき、問題点の把握と改善策の議論等を行っております。さらに、定期的に経営会議を開催し、リスク管理状況について、所管部署からの報告を受け、問題点を把握し改善策を協議しています。

内部監査部門である監査部は、リスク管理方針の遵守状況、リスク管

理態勢の整備状況、リスク管理プロセスの運用状況等について、監査を行い、必要に応じて管理・運用についての改善を要請し、加えて改善策への実施状況の監視を行っております。

法令等遵守体制については、取締役会は、コンプライアンス統括部署からの報告に基づき、「コンプライアンス・プログラム」の進捗管理を行うことで、法令遵守に関する問題点の把握と改善策を協議しています。さらに定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、法令等遵守に関する協議・報告を行っております。また、「コンプライアンスニュース」により事例や注意事項等を発信しているほか、全役職員に「法令遵守の葉」を配布し読み合わせを実施するなど全行員の法令等遵守に対する認識を高めるようにいたしております。

企業集団内部統制について、健全且つ円滑なグループ経営の堅持と統合的なグループ経営の実現のため、「関連会社管理規程」を制定いたしております。また、当行が中心となり「関連会社ヒアリング」を年2回実施し、事業方針、業績、収益向上策、リスク管理に関する事項その他についてヒアリングを行い、各社の課題に対する認識を醸成し、課題解決に向けた具体策の指導等を行っております。なお、当行監査部は、毎年グループ会社各社に対して監査を実施し改善事項等について提起することで、牽制機能を働かせております。

反社会的勢力への対応について、取締役会にて定めた「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に沿って、「反社会的勢力情報管理規定」のほか関連諸規定を整備しています。具体的には、各種契約書・約款等に暴力団排除条項を設ける他、反社情報の照会システムを構築する等、反社会的勢力との取引遮断に向けた取組みを行っております。また、取締役会は反社会的勢力への対応状況について、所管部署からの報告等により状況把握を行っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第87期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	180,146	預金	2,099,989
現金	33,290	当座預金	109,070
預け金	146,855	普通預金	1,137,773
買入金銭債権	3,421	貯蓄預金	4,374
買金銭の信託	400	通知預金	4,877
有価証券	636,537	定期預金	824,343
国債	69,560	その他の預金	19,549
地方債	275,778	譲渡性預金	6,391
社債	128,494	一ルマネー	6,760
株式	37,412	借入金	15,370
その他の証券	125,291	外国為替	144
貸出金	1,414,305	売渡外為替	21
割引手形	9,295	未払外為替	123
手形貸付	58,846	その他負	19,814
証書貸付	1,186,814	未払法人税	820
当座貸越	159,348	未払費用	1,064
外国為替	3,198	前受収益	703
外国他店預け	2,886	金融派生商品	1,434
買入外国為替	83	その他の負債	269
取立外国為替	227	賞与引当金	15,522
その他の資産	26,642	退職給付引当金	657
前払費用	70	睡眠預金払戻引当金	5,706
未収収益	1,771	繰延税金負債	281
金融派生商品	2,905	再評価に係る繰延税金負債	4,197
その他の資産	21,895	支払承諾	4,049
有形固定資産	24,790	支払	12,253
建物	3,506	負債の部合計	2,175,618
土地	19,483	(純資産の部)	
建設仮勘定	26	資本	16,062
その他の有形固定資産	1,774	本剰余金	11,374
無形固定資産	2,495	資本準備金	11,374
ソフトウェア	2,209	利益剰余金	59,435
その他の無形固定資産	286	利益準備金	14,926
支払承諾見返	12,253	その他利益剰余金	44,508
貸倒引当金	△12,567	別途積立金	38,800
資産の部合計	2,291,624	固定資産圧縮積立金	254
		繰越利益剰余金	5,454
		自己株式	△1,205
		株主資本合計	85,666
		その他有価証券評価差額金	21,879
		土地再評価差額金	8,297
		評価・換算差額等合計	30,176
		新株予約権	161
		純資産の部合計	116,005
		負債及び純資産の部合計	2,291,624

第87期 (平成27年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		48,320
資金運用収益	26,605	
貸出金利息	18,748	
有価証券利息配当金	7,643	
コールローン利息	11	
預け金利息	120	
その他の受入利息	81	
信託報酬	2	
役務取引等収益	6,367	
受入為替手数料	2,396	
その他の役務収益	3,970	
特定取引収益	87	
商品有価証券収益	87	
その他業務収益	13,778	
国債等債券売却益	6,366	
金融派生商品収益	7,411	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	1,480	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	451	
その他の経常収益	1,029	
経常費用		42,867
資金調達費用	1,319	
預金利息	1,002	
譲渡性預金利息	9	
コールマネー利息	88	
債券借取引支払利息	18	
借入金利息	199	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	3,475	
支払為替手数料	697	
その他の役務費用	2,778	
その他業務費用	13,014	
外国為替売買損	58	
国債等債券売却損	12,917	
国債等債券償却	38	
営業経常費用	23,703	
その他経常費用	1,353	
貸倒引当金繰入額	320	
株式等売却損	24	
株式等償却	645	
金銭の信託運用損	20	
その他の経常費用	342	
経常利益		5,453
特別損失		56
固定資産処分損失	54	
減損	2	
税引前当期純利益		5,396
法人税、住民税及び事業税	1,752	
法人税等調整額	425	
法人税等合計		2,178
当期純利益		3,218

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

第87期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	16,062	11,374	11,374
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
別途積立金の積立			
固定資産圧縮積立金の積立			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	16,062	11,374	11,374

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	14,926	36,800	248	5,499	57,474	△1,223	83,688
当期変動額							
剰余金の配当				△1,251	△1,251		△1,251
当期純利益				3,218	3,218		3,218
自己株式の取得						△3	△3
自己株式の処分				△6	△6	21	15
別途積立金の積立		2,000		△2,000	—		—
固定資産圧縮積立金の積立			5	△5	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	2,000	5	△45	1,960	17	1,978
当期末残高	14,926	38,800	254	5,454	59,435	△1,205	85,666

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	21,202	8,084	29,287	127	113,103
当期変動額					
剰余金の配当					△1,251
当期純利益					3,218
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					15
別途積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の積立					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	676	213	889	33	923
当期変動額合計	676	213	889	33	2,902
当期末残高	21,879	8,297	30,176	161	116,005

第87期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	180,446	預 金	2,093,837
買入金銭債権	3,421	譲渡性預金	6,391
金銭の信託	400	コールマネー及び売渡手形	6,760
有価証券	638,161	借入金	15,370
貸出金	1,414,305	外国為替	144
外国為替	3,198	その他負債	21,717
その他資産	27,255	賞与引当金	681
有形固定資産	24,859	退職給付に係る負債	8,622
建物	3,522	役員退職慰労引当金	11
土地	19,522	睡眠預金払戻損失引当金	281
建設仮勘定	26	繰延税金負債	3,354
その他の有形固定資産	1,787	再評価に係る繰延税金負債	4,049
無形固定資産	2,530	支払承諾	12,253
ソフトウェア	2,241		
その他の無形固定資産	289	負債の部合計	2,173,477
繰延税金資産	860	(純資産の部)	
支払承諾見返	12,253	資本金	16,062
貸倒引当金	△14,896	資本剰余金	11,375
		利益剰余金	60,383
資産の部合計	2,292,796	自己株式	△1,211
		株主資本合計	86,609
		その他有価証券評価差額金	21,879
		土地再評価差額金	8,297
		退職給付に係る調整累計額	△1,932
		その他の包括利益累計額合計	28,244
		新株予約権	161
		非支配株主持分	4,303
		純資産の部合計	119,319
		負債及び純資産の部合計	2,292,796

第87期 (平成27年4月1日から) (平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		49,017
資金運用収益	26,616	
貸出金利息	18,748	
有価証券利息配当金	7,653	
コールローン利息及び	11	
買入手形利息	122	
預け金利息	81	
その他の受入利息	2	
信託報酬	6,728	
役務取引等収益	87	
特定取引収益	13,800	
その他業務収益	1,783	
その他経常収益	1,782	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	1,782	
経常費用		42,851
資金調達費用	1,318	
預金利息	1,001	
譲渡性預金利息	9	
コールマネー利息及び	88	
売渡手形利息	18	
債券貸借取引支払利息	199	
借入金利息	0	
その他の支払利息	3,047	
役務取引等費用	13,014	
その他業務費用	24,029	
営業経費	1,441	
その他経常費用	301	
貸倒引当金繰入額	1,140	
その他の経常費用	6,166	
経常利益		6,166
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		56
固定資産処分損失	54	
減損損失	2	
税金等調整前当期純利益		6,109
法人税、住民税及び事業税	1,952	
法人税等調整額	497	
法人税等合計		2,449
当期純利益		3,660
非支配株主に帰属する当期純利益		417
親会社株主に帰属する当期純利益		3,242

第87期 (平成27年4月1日から) 連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	16,062	11,375	58,399	△ 1,229	84,607
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,251		△ 1,251
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,242		3,242
自己株式の取得				△ 3	△ 3
自己株式の処分			△ 6	21	15
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,984	17	2,002
当期末残高	16,062	11,375	60,383	△ 1,211	86,609

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	21,202	8,084	1,184	30,472	127	3,891	119,098
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,251
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,242
自己株式の取得							△ 3
自己株式の処分							15
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	676	213	△ 3,117	△ 2,227	33	412	△ 1,781
当期変動額合計	676	213	△ 3,117	△ 2,227	33	412	220
当期末残高	21,879	8,297	△ 1,932	28,244	161	4,303	119,319

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 佐 賀 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 行 一 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金 子 一 昭 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 佐 賀 銀 行
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	行	一	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	修	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	子	一	昭	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けています。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社佐賀銀行	監査役会		
常勤監査役 草場 稔	場	稔	Ⓧ
社外監査役 臼井 俊雄	井	俊	Ⓧ
社外監査役 鬼崎 昭宣	崎	昭	Ⓧ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当についてもその基本方針に基づき安定した配当を維持することとし、1株につき3円50銭と致したいと存じます。これにより中間配当3円50銭と合わせた当期の配当金は、当初の予定通り1株につき7円となります。

なお、今後につきましては、引き続き安定配当を基本方針としながら、業績等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を図っていきたいと考えております。

また、内部留保として別途積立金に2,000,000,000円を積立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円50銭 総額584,343,161円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当行は現在常勤の監査役1名を選任しておりますが、常勤の監査役を欠いた場合に備え、予め常勤の監査役として期待される役割・責務を果たすことができる補欠監査役を定め、速やかに監査体制を維持することを目的とし、当行定款「第5章 監査役および監査役会」第31条に社外監査役でない監査役の員数を定めるとともに、第32条に補欠監査役に関する規定を新設・追加するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の承認をもって、効力が発生するものとします。

(現行定款・変更案対照表)

(1) 変更を要する条文のみあげております。

(2) _____を表示した箇所が変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第31条 当銀行の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第31条 当銀行の監査役は、4名以内とする。 <u>そのうち社外監査役でない監査役を1名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 <u>1.</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役村木利雄、堤 慎治、田中政利の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役秋葉国彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、これに伴い取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	むら き とし お 村 木 利 雄 (昭和24年7月19日生)	昭和47年4月 大蔵省入省 平成8年7月 大臣官房金融検査部管理課長 平成9年7月 札幌国税局長 平成10年7月 国税庁国税審議官 平成12年6月 国税庁国税不服審判所次長 平成13年7月 財務省退官 平成13年7月 特殊法人雇用・能力開発機構理事 平成17年7月 南都銀行顧問 平成24年4月 当行顧問 平成24年6月 同代表取締役副頭取 平成26年4月 同代表取締役会長 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 大蔵省（現財務省）にて札幌国税局長、国税庁国税審議官を務めるなど20年以上に亘り勤務経験があり、その後、雇用・能力開発機構理事や南都銀行顧問を歴任し、平成24年6月から当行副頭取、平成26年4月に会長へ就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。	29,000株
2	た なか まさ とし 田 中 政 利 (昭和35年6月12日生)	昭和59年4月 当行入行 平成17年4月 同北方支店長 平成18年4月 同前原エリア長兼前原支店長兼加布里支店長 平成20年6月 同渡辺通支店長 平成22年6月 同博多支店長 平成24年6月 同福岡支店長 平成26年4月 同唐津エリア長兼唐津支店長 平成26年6月 同取締役唐津エリア長兼唐津支店長 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 昭和59年入行後、博多支店長、福岡支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成26年から取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
3	とみ なが きん ご 富 永 金 吾 (昭和35年3月15日生)	<p>昭和57年4月 当行入行 平成13年6月 同片江支店長 平成16年6月 同西新町支店長 平成19年6月 同久留米支店長 平成22年6月 同唐津エリア長兼唐津支店長 平成24年6月 同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長 平成26年4月 同執行役員営業統括本部 福岡本部推進部長 平成28年4月 同執行役員営業統括本部 営業推進部長 現在に至る</p> <p>(取締役候補者として選任した理由) 昭和57年入行後、鳥栖支店長、福岡本部推進部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成26年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といいたしました。</p>	11,000株
4	つつみ かず ゆき 堤 和 幸 (昭和35年5月29日生)	<p>昭和59年4月 当行入行 平成14年6月 同桧原支店長 平成16年4月 同干隈支店長兼野芥支店長 平成16年6月 同干隈エリア長兼干隈支店長兼 野芥支店長 平成18年6月 同博多駅東エリア長兼 博多駅東支店長兼那珂支店長 平成20年6月 同東京支店長兼 総合企画部東京事務所長 平成22年6月 同久留米支店長 平成24年6月 同神野町エリア長兼神野町支店長 平成27年4月 同執行役員神野町エリア長兼 神野町支店長 平成28年4月 同執行役員本店営業部長 現在に至る</p> <p>(取締役候補者として選任した理由) 昭和59年入行後、久留米支店長、神野町支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成27年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といいたしました。</p>	65,000株

(注) 各取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役池田晃太郎氏は平成27年11月17日逝去により退任しておりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
井 寺 修 一 (昭和52年6月15日生)	平成17年10月 弁護士開業 現在に至る	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の井寺修一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
同氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 社外監査役候補者の選任理由
井寺修一氏は、平成15年司法試験合格後、弁護士として企業法務・自治体法務等専門的な知識及び経験を有しており、その職責を適切に遂行できる人物であり選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
当行は社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者井寺修一氏が選任された場合、当行は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第2号議案の承認を条件として定款に定める社外監査役でない監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補 欠 監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行株式の数
よし むら しん すけ 吉 村 眞 介 (昭和28年7月19日生)	昭和52年4月 当行入行 平成11年6月 同前原支店長 平成13年6月 同箱崎支店長 平成14年6月 同多久支店長兼東多久支店長 平成14年11月 同多久支店長 (店舗統廃合により) 平成17年6月 同事務管理部長 平成20年6月 同取締役事務管理部長 平成21年6月 同取締役経営管理部長 平成23年6月 佐銀ビジネスサービス株式会社 専務取締役 平成24年6月 同代表取締役専務 現在に至る (補欠監査役候補者として選任した理由) 昭和52年入行後、事務管理部長、経営管理部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、平成20年から平成23年まで取締役を務め、その後は関連会社代表取締役専務を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして、その職責を適切に遂行できる人物であり補欠監査役候補者いたしました。	15,000株

(注) 吉村眞介氏と当行の間には、通常の銀行取引があります。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当行指定の議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、この議決権行使専用ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネット等による議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分まで受付いたします。
4. 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver. 7以降を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※Microsoft®及びInternet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、米国、日本及びその他の国における登録商標または商標です。

〔議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時から午後9時まで土日・休日を除く）

メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

 佐賀銀行